

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(3-15)

2. 日時

令和2年9月15日(火) 18時00分~18時55分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤上席安全審査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊係員、池永技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 環境安全部長 他8名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1: 熊取事業所第3次設工認 コメント対応整理、補正申請書反映状況表(R2/09/15)

時間	自動文字起こし結果
0:00:04	それではただいまから令和元年 12 月 2 日付で申請があり、令和 2 年 8 月 27 日付、最新の補正のあった原子燃料工業株式会社熊取事業所の加工施設の変更に関する設計及び工事の方法について面談を開始します。
0:00:22	効率の面談は前回 9 月 10 日の面談ですね、ここで規制庁から上がったコメントに対する事業者の回答対応について確認するものになります。
0:00:34	事業者から今回提出のあった資料は、H - 20098 と、それに関する補足の資料になります。
0:00:43	それではまず 1 事業者の方から資料について説明を受けまして、そのあと規制庁側から事実確認を行う流れとしたいと思います。
0:00:54	では事業者の方から資料について説明をお願いしてよろしいでしょうか。
0:01:01	原子燃料工業のカキノキでございます。
0:01:05	そうしましたら H - 20098 に従いまして
0:01:10	会長対応についてご説明申し上げます。
0:01:22	原子燃料工業のオカダです。まず
0:01:26	コメントの番号 6 - 1 につきまして、説明いたします。
0:01:33	の配置に関しましては申請対象について、本日認可を受けるとする安全機能集積明確にすることと、あと今後申請予定の安全機能については、影響カーの基本的設計方針を踏まえて具体的に記載することということで、
0:01:52	その回答といたしましては、
0:01:58	本日の架空使用について次回以降、精製する安全弁がについて記載しているものの、本申請で安全機能を確認して次回以降の申請で一部の安全機能を確認するもの。
0:02:12	工事の方法について記載しているものが該当しない理由について記載するもの。
0:02:17	K1 構造労働機能性のすべてを
0:02:23	認可対象として申請するものというふうに
0:02:28	申請書の仕様表の
0:02:32	意義を決めまして、色分けして、
0:02:36	示しております資料は資料 6 - 1 になります。
0:02:41	この中で、今回の組織認可をする。
0:02:45	対象のものは、これらの周辺の中では、色が
0:02:55	ついていないところと、緑色の箇所になります。

0:03:04	それと黄色の箇所の処理黄色の箇所については、これの印可の最小の範囲ではなく、こういった次回以降の申請で的に規定を確認をけれどもという整理をしております。
0:03:25	次回この申請で安全機能を確認するものについては、黄色で示したところになりまして、それは今回開設する屋外消火栓と、ここが消火栓配管に関する
0:03:42	社員になります。
0:03:46	あと、
0:03:55	主査と
0:03:59	安全避難通路等と言うことで可搬型照明、
0:04:04	につきましては次回以降の申請で要請を確認します。また、
0:04:16	通信連絡設備としまして、
0:04:18	29 ページの照会への通信連絡する設備についても、次回本申請でお含み
0:04:30	いたします。
0:04:34	また、日
0:04:38	あ、あと、通信連絡設備のうちで、ところが所内通信連絡説明の中でもPSアンテナと接続をします。電話交換機については次回この申請で適合性を確認します。また
0:04:55	Ac非常用、
0:04:59	電源設備と接続する対象会社の消火栓ポンプについても、次回以降の申請で適合性を確認します。
0:05:08	所エラーの
0:05:10	次回以降の申請で確認するものにつきましては、上の資料の4、40 ページの別表閉なんの1の9、
0:05:23	2、
0:05:26	次回以降の申請で次剛性を確認する予定の範囲というもの。
0:05:31	つけておりましてこの中に赤で記載する。
0:05:35	記載等使用表に、先ほど示した
0:05:41	申しましたことと整合がとれるように整理をしております。
0:05:48	続きまして、
0:05:52	主要な中で緑色のマーカーを示しているものについては、今回の申請でも安全機能を確認して、次回この申請においても、一部の安全機能を確認するものと、
0:06:07	いう
0:06:08	ものです。具体的にはエース通信連絡設備の放送設備のスピーカーとファン等が該当いたします。

0:06:24	これにつきましたやつ 29 ページの通信連絡設備というところで説明をしております、
0:06:31	この中で通信のスピーカーとアンプの本体に関する適合性の確認。
0:06:40	第 1 加工棟の中でのその音声の確認については今回の適合性の範囲なんですけれども、
0:06:49	今後、
0:06:50	事業者内全体についても他の他の建物に
0:06:57	も附属しまして、スピーカーとアンプが出てくるんですけれども、そう、それらとの間の
0:07:06	構想の確認と、ということが、次回この申請での適合の範囲という整理をしております。
0:07:14	これにつきましても先ほどの別表 40 ページの別表編の 2 - 1 - 9 の中で、次回この申請で残るものということを示しております。
0:07:29	あと
0:07:34	前回の
0:07:37	面談の際に、
0:07:40	指摘ありました。日 A で非常用電源設備に接続し、外部電源が喪失しても動作可能な設計であるということが、今回の本申請の認可対象であるかそうでないかということで、
0:07:58	その点について示しております。
0:08:02	こちらについてはですね、
0:08:07	29 ページの非常用電源設備のところに、
0:08:15	24、
0:08:18	2 - f - 2 という
0:08:21	設計の内容として、
0:08:24	非常用電源設備に接続をする。
0:08:28	A 側のにどういう設備があるかというものを
0:08:37	羅列しております、それらは
0:08:41	それらが今回非常用電源設備に接続をしてその接続をされた状態を確認するというところまでは、今回の申請内容で確認するということを示しています。
0:08:58	ここについては、適合確認を受けるというふうをためにその A1 構造ということで、店舗づらに示します図の 4 - 1 - 6 で非常用電源系統がな接続状況を確認すると。
0:09:14	ということで、
0:09:17	考えております。その図が、資料の 254 ページ。

0:09:25	先ほどの 40 ページの次のページにあります。
0:09:29	電源系統にの配線用遮断器結線図となっておりますが、その中で右上の方です ね、電源設備非常電源設備の接続後、
0:09:43	観光系がわかるようになっておりますのでこの系統通りに、
0:09:49	今回の第 1 加工棟で設置スペースを接続する。
0:09:55	設備の確認ができると考えています。
0:10:05	この停止、
0:10:09	この非常用電源設備に接続することにつきましては、中央表に戻っていただき まして、
0:10:19	20、
0:10:26	25 ページの火災等による損傷の防止のところで、
0:10:32	安全避難通路等の
0:10:35	27 ページの主要のプランのところにも、
0:10:41	記載しておりますけれども、先ほどの示しました 29 ページの非常電源設備に 書いた内容と重複した形で書いているという整理でいます。
0:10:58	名確認する内容は同じであると考えています。
0:11:07	それで、したがって、
0:11:11	で仕様表の欄の中におきましては、
0:11:17	工事方法について記載するものや灰色マーカーが該当しない理由について記 載しているものや、今回
0:11:25	範囲ではない、他の設備で申請する安全機能について説明している 20 通り 結線である設備は、に関する記載はないという整理をしております。
0:11:38	すいません。
0:11:40	1 すみません、一部加工施設の方法が侵入等の防止のところでは、今回不法 侵入については、
0:11:51	不正アクセスの防止に関するシステムは建物に関してはございませんので、 そこだけ
0:11:58	A がないとない。該当しないことの説明については一つありました。申し訳ござ いませぬ。
0:12:07	で、あと工事の方法、
0:12:09	続きまして、工事に関することについては、資料の欄外に、
0:12:17	30 ページに 3 ヶ所ございまして、そこは工事の内容を詳しく
0:12:25	補足しているという。
0:12:28	整理をしています。

0:12:32	あとは補足的に津波が来ないことを許可で確認しているとか、あとは法令上避雷針が設置していないとする必要がないとか、あと航空機落下の確率も、
0:12:47	許可のA c通りに
0:12:51	そう超法規の中の想定はないとか、
0:12:57	なお記載をしておりますし、
0:13:02	建物に関しては以上となりまして 45 ページからについては設備機器になります。同じような整備で
0:13:13	資料集色のマーカーを入れておりまして、
0:13:19	重宝する施設の中のお母さんの仕様欄については特に今回イノウエを分ける ところはなく、すべての記載が認可の審査の対象と
0:13:34	いう整理をしています。
0:13:39	続きまして施策 59 ページから、ホッパーは廃棄施設になります。
0:13:46	廃棄物保管庫に関しましても、
0:13:52	そこに
0:13:55	パイロンとるところもあって、
0:13:58	100、176 ページまで、
0:14:04	特に色のところはございません。
0:14:06	次に、放射線管理施設につきましては、ページ 191 ページですけれども、ここ については、
0:14:18	警報設備等放射線管理施設の
0:14:22	技術基準に基づく仕様の欄に、
0:14:25	なお書きで示しました通り、放射線監視盤のほうですね、番号については次回 以降の申請適合性を確認するという整理をしております、
0:14:38	的を次回以降の適合性確認するものについては、先ほどの整理と同様、193 ページ、別表という形を起こしまして別表違いも一番下の中で、放射線監視盤 は、次回以降の申請であるということを明確にして、
0:14:55	仕様表と別表の関係を明確にしています。
0:14:59	あと、戻りまして、日加工 92 ページの日使用量の非常用電源設備の欄につい ては、
0:15:09	先ほどの非常用電源設備に接続して、
0:15:14	外部電源が喪失しても動作可能な設計ということで、
0:15:18	先ほど第 1 加工棟の附属設備と同様の記載をしております、
0:15:23	このエリアモニタ A と検層付近についても、
0:15:27	非常電源設備に接続するというので、
0:15:31	添付図の図の RI - 4 - 1 - 6 と示します通り、

0:15:38	うん。
0:15:39	めくっていただきました 154 ページの図で確認の通るという整理でいます。
0:15:51	最後に、続きまして最後に 110 ページからその次の加工施設ということで、
0:15:57	同様にマーカの
0:15:59	を入れております。
0:16:05	同斜
0:16:07	遮へい壁No.1、につきましては 211 ページの最後の欄外に、
0:16:13	外部からそのような影響を受ける恐れはないということを、
0:16:21	記載しています。
0:16:24	あと社員平均ナンバー4 についても、213 ページですけれども、同様に、大事なことの中でつけてますので、外部からの衝撃による影響の受ける恐れはないと。
0:16:39	ということで、しています。
0:16:43	続きまして 216 ページの貿易No.についてもその該当しない理由について、第 1 加工棟の建物と同様なことを一貫して外部の二階も照明について再生が
0:17:01	実際次に 120 ページ、非常用設備のことで、第 1 加工棟の附属する設備を、またその他の加工施設は登場させていまして、その中では 220 ページの下の二つですねここが消火栓等をが所轄配管については、
0:17:21	黄色マーカーということで、次回開設するものは次回この申請で示しています。
0:17:29	最後にさい、これまで申しました整理を添付書類 2 の方でも整理しております、
0:17:42	どのSn技術基準の条項の該当するかと、それでどれが次回本申請であるかということを示しております 441 ページについては可搬型照明を障害連絡。
0:17:58	通信連絡設備については次回以降の申請です。
0:18:04	ということをし参加後の修正示しております。
0:18:10	同様に、443 ページには、
0:18:15	エリアモニタ設備の放射線監視盤については、次回以降の申請ですとあと、ここが消火栓と消火栓。
0:18:26	はいか。
0:18:28	わかり説は次回以降の申請です。あと、PHSアンテナの欄に書いてますけれども、関係する電話交換機が次回以降の申請ですと、
0:18:38	で、あとそのスピーカーとアンプについては、
0:18:43	第 1 加工棟内での性能検査しますけれども、他の建物間との性能、
0:18:53	確認については次回以降で行いますので、緑色の高湿よりも。

0:19:03	以上の次回以降に申請することについては 447 ページ、453 ページに
0:19:16	再度整理して、添付書類の中でも、
0:19:22	見分けがつくようにしております。
0:19:25	最後に、452 ページにつきましております。今回の申請範囲です。'C 非常用電源に接続することについては、
0:19:39	日本戻りまして 440。
0:19:45	3 ページの
0:19:47	整理表の中で、
0:19:50	今回の申請対象をわかるように、3 角ではなく丸印が 24 点の F2 の
0:20:03	に丸をつけて、今回の申請範囲にあるということを明示しております。
0:20:14	説明は以上となります。
0:20:25	引き続きよろしいでしょうか。
0:20:33	原子燃料工業ワラタニでございます。それではですね、コメント対応整理表 6 - 3 のところを説明させていただきたいと思います。前回ですね、屋根に対して、安全機能整備をもう一度、
0:20:48	説明するよということコメントいただいております、本日お送りしております資料 96 - 3 というふうに資料の中でですね、説明させていただいております。
0:21:02	我々ですね許可等ですね、約束させていただいてる通りですね建物は耐火構造また不燃材で消火を早期に火災を早期に検知するほか、検知装置設備ですね、火災報知設備を設けると。
0:21:19	以上が行う設備をしっかり具備するということでそれにプラスしてですね火災による影響を軽減する機能ということで!管壁等で囲まれた火災区域を設定するという整理をしてございまして、屋根に関しましてですね、我々の屋根はその上に
0:21:39	次に延焼する区画がないということで、
0:21:44	これは添付の
0:21:48	2.2 表 1 - 3 - 1 のところですね屋根に関しまして火災は、ということで整理してございましたけれども、ご指摘いただいた通りですね、
0:22:02	今の火災の評価対象ではないんですけれども、我々が評価した結果の火災時間ですね、第 1 加工棟におきまして悪い点で 1 時間があれば、
0:22:13	1 が時間程度、U 約 10 分程度の可燃物がものすごく少ないところでの火災ということでですね、バーではなくて、合流手順耐火建築物、不燃材料の屋根で作っているということを踏まえますとですね、マルが適正だっつな記載であったというふうに考えてござい。

0:22:33	まず、0にすることでですね管理区域の境界というの、晶出したりはしないという整理でご理解いただければと思います。以上でございます。
0:22:47	続きまして、6-4といたしまして原子燃料工業フジワラでございます。次6-4もいたしまして人の不法侵入等の防止ですね、こちら聞いてご説明いたします。
0:23:01	まず技術基準の中9ではですね主に三つに分かれており、三つの要求がございます。人の不法な侵入とですね、不正に爆発性または燃性を有するものを持ち込み、あと不正アクセスですね。これについてですね我々事業許可を踏まえて設工認、
0:23:21	補修表ではですね、六つの内容を書いております。まず一つ目の不人の不法な侵入につきましてはですね、立ち入り制限区域を設けまして、江口以外の人立ち入りを禁止する。
0:23:38	二つ目はですね建物の鉄筋コンクリートの壁等ですねこちら障壁でですね、管理するた昇給する構造とする設計ですね。三つ目といたしましては、
0:23:52	管理区域の出入口を人と常時監視すると、一番の四つ目といたしましては、確認物の移動ですね、これを不法に同行する完了するということです。
0:24:07	二つ目ですが、不正爆発性または燃性の持ち込みの見込みの対応ですけど、こちらにつきましてはですね、同じようにですね、敷地外に入港する際にですね、これらの
0:24:23	物品・物件についてですね確認すると。
0:24:28	ということになります。あと三つ目の不正アクセスですけど今回ですね第1加工棟につきましてはですね対象外ということで、申請書のほうではなお書きでそういうことを記載してます。
0:24:43	ということで我々ですね技術上金つきまして今回このように整理しているわけでございます。このうちですね立ち入り制限出入り管理の設備実施後ですね燃性またすいませんバックアップ性または粘性による粘性を有する物件の不要持ち込みですけど、
0:25:01	保安規定のほうにつきましてはですね、まず立ち入り制限の方ですが、
0:25:07	家周辺監視区域境界にですねフェンス等の障壁を用いるまたは閉と標識を設けまして、人の業務上立ち入る者以外ですねものを制限すると。
0:25:22	ということで、あと番周辺監視区域を監視すると、これは保安規定のほうにもですね、
0:25:28	明確に書いております。二つ目のですね、出入り管理の管理ですけども、こちらはですね、駐車場、建物の中に入っている物品膨出によってですね、グレードアップされているわけですけど。
0:25:44	性状とかですね、侵入検知後監視カメラ等でですね、監視すると。

0:25:52	ということになりますし、
0:25:54	あと三つ目の爆発性または2年生の物件の件ですが、こちらにつきましてはですね保安規定のほうに明確に書いておまして必要な措置を講じるということになります。以上になります。
0:26:10	何と原子燃料工業ワラタニでございます。引き続きまして番号6-5ですけれども、9応力度の3表の資料としてですね構造設計基準は鋼構造物許容力度設計基準が挙げられている一定1年前の出版物であると。
0:26:30	評価式等に事業許可以降で性ごとの影響はないかというご質問いただいております。こちらですね、申請書のほうですね、576ページのちょうど中段辺りですけれども、一次設計と評価結果ということで、
0:26:47	建築基準法等適切な規格基準に基づく協調協力として配置設計ということで、
0:26:57	下から3行目でございますけれども9番である構造設計基準とですね、今回KICしました構造強度設計基準ですね。
0:27:09	理解洗剤の断面検定における極度ということの照査に採用してるだけということですね、この改定における大きなことが今回の報告には使われていないということで、影響の結果、設計の結果ですね最後はないというふうに書かせていただいております。
0:27:29	以上でございます。
0:27:34	規制庁のタケダ月はいご説明ありがとうございました。では熊取事業者からの説明を受けまして、規制庁側から何かコメント等ございますでしょうか。
0:27:56	一応タナベはありません。
0:27:59	はい。原子力規制庁ナガイです。いくつかちょっと確認させてください。
0:28:07	まず最初に、6-16-2ですね、申請範囲の特定何を認可を受けようとするかっていうことですが、今ですね資料の19ページから資料9-6-1の資料の19ページから
0:28:27	こうやって説明を聞けば、いろいろつけていただいたので、皆さんか何を今回申請してどこまでっていうのは、
0:28:39	わかる内容になったと思いますので、特に
0:28:46	これは許可に基づく分割申請ですので、次回以降との取り合いとですね、もうしっかりしておかないと、どこまで認可を受けたのかというのがわかりませんので、今後もですね、よく考えていただいて、MCせしていただきたいと思いますので、
0:29:06	今の説明の中で幾つかやっぱりちょっとここ確認をしておけないといけないなという点がありましたので、ちょっとまず申請範囲ということでいくと、

0:29:21	そうですね、25 ページ、いろいろとかと思います。25 ページの火災による損傷の防止、その他ですね、あれですけど、非常用電源についてする設計と言うところで、
0:29:36	ズーッのD - 4 - 1 - 6 の非常用点検スペースの数でご説明いただいたんですから、これは
0:29:50	この試運用の中ですね、
0:29:54	254 ページの図がNo.何ヶ所かについておりますけれども、この中で、
0:30:02	そう。
0:30:04	この図はですね、もともとの事業が、火災による損傷のぼっちの 10 / 11.3 の F 2 の遮断器 2 の設置のMSものをなんですが、
0:30:22	これは最終的には例えばこの図では基準現在 1 と 2 があって、次回以降OKする範囲と、それから今回新設する前になるんですけど、具体的に、
0:30:37	いわゆる位置構造設備というかですね、どこまでの範囲を今回申請して、非常用電源設備側でどこまでを申請しようとしてるのかっていうのは、まず説明していただけますか。
0:30:54	はい。
0:30:55	原子燃料工業の費用でございます。
0:30:57	今回の申請は、分電盤すいません。ズーム利用 16 で説明します。分電盤 3
0:31:06	のところ、ここは今回の申請範囲。
0:31:10	ということになります。それから、非常用、今後申請いたします非常用電源設備の方は、その 3 マルに入るところまで、
0:31:18	今後の申請範囲ということになりますもんで今回は 3 の中で、外側から非常電源設備がきているという線に、
0:31:28	各設備の繋がってるということの(2)ということになります。以上でございます。
0:31:36	はい。規制庁ナガイです。わかりました。もう を明確にしていけば、いただければどうどこまで。
0:31:45	1 日どういうふう分割しなければいけないっていうのはないんですが、
0:31:52	例えば火災、例えば火災による損傷の防止 11.3 の国の設計を見ますと、
0:32:01	27 ページの
0:32:04	ところですかね。
0:32:07	とですね、はい性を遮断器を設けるということで、電気火災の防止Cの機能を持たせていたんですが、この中には遮断器がたくさんあるんですけど、今回申請する。
0:32:23	遮断器って何これ全部なんでしょうか。

0:32:30	原子燃料工業イノウエでございます。各設備に
0:32:35	一番近い直近の遮断器が今回の申請対象になりますから、火災感知設備、左右から言いますと火災感知器の自動火災報知設備の
0:32:48	と書いてある文字の真上についてる
0:32:51	誘導であればそのまま上の者電気が今回の
0:32:56	申請の範囲者につきましては、そこはということになります。
0:33:01	そうすると規制庁ナガイです。そうすると先ほどの説明のこのポンプ弁盤の中には、トランクだったり遮断機があり、常用の外部電源からの切り換えのなんてすかね。スイッチというか、
0:33:18	がもう含まれていて、こういった申請範囲は、一応安全機能としては、火災の防止発生防止としての電気火災の発生防止としての遮断器の機能は、
0:33:33	ここでは持たせないけれども、このパネル分電盤の中は全部申請範囲ですということと理解しましたが、ここは次回以降は何か改造したりとか、
0:33:50	するんでしょうか。
0:33:54	原子燃料工業のイノウエでございます。この部分点は3モリオンの大改造は次回以降ありません。今回の
0:34:05	遮断今日追加して、各
0:34:10	児童から保持設備等への接続をするということが今回で終わります。以上でございます。
0:34:17	原子力規制庁ナガイです。何何度もすみませんそうするとあと次回以降の確認なんです、非常用電源設備にAED側の認可対象になってきて申請されると思いますけれども、
0:34:32	ケーブルも含めてですね、ここはつかないケーブルについてはそういうこの話。
0:34:39	なんですけど、うふなんたる難燃ケーブルの使用とかそういう
0:34:47	設計。
0:34:49	考えられているんでしょうか。
0:34:51	どこまでを相撲結構難燃ケーブルにするかっていう非常用來系のところで結構ですけれども、
0:35:01	原子燃料工業のようでございます。設工認申請する場合は、400ボルトの電源ラインでございませぬので、難燃ケーブルにするというふうな申請にする予定はございませぬ。主要電源設備、
0:35:30	すみません、ちょっと時間いただきます。
0:35:35	それからもう一つあるんですけど、最後のこの非常用電源設備のどこなんです

0:35:42	iと申請範囲をちょっと確認したいんですけど、ちょっと
0:37:32	規制庁サービスけれどもあと徒歩でインターンを終了させなきゃいけないから、飛ばして次どうですか。場合。
0:37:41	あ、すみません、原子燃料工業の南でございます。
0:37:48	非常用電源設備の電源ケーブルですけど、
0:37:52	電圧ではないんですけど、 ■■■■ 通すということで、何年にするということで、次回この申請で記載とします。以上でございます。 原子力規制庁ナガイです。
0:38:07	まず許可でその難燃ケーブルを使ってるのはどういうふうにしていたのかっていうのはちょっと確認していただきたいのとあとコメント中間事実確認としてはもう一つ、
0:38:23	例えばですね、ガンマ線エリアモニターも、
0:38:26	390人今日の資料の192ページの非常用電源設備Dのところの機能性能にも関わってくるんですけど、外部電源喪失しても、非常電源、
0:38:42	動作可能な設計の本会、申請しているので、時に、
0:38:50	この254ページの論点未残の中にあるトランスの上にある機械ですね、ここ試験をする予定になっているんですか。そういう形で、この中は全部申請範囲にし、含めているということでよろしいですか。
0:39:23	原子燃料工業カナムでございます。ただいまの質問に
0:39:30	対しまして
0:39:32	線エリアモニターにつきましても、系統、
0:39:36	何か
0:39:38	非常用電源設備のこの到来があるというところが、
0:39:46	検査の対象になりますので、この分電盤3というものについては、今回の申請対象ということになります。先ほど、
0:40:02	先ほどとかでの燃性ケーブルの
0:40:09	記載につきましては、こちらはですねウラン粉末で取り扱う火災区域、
0:40:16	の中でのFARSITE
0:40:20	ケーブルが火災原因とならないような対策として、修理圧が高いものについて申請警備とするということを記載させて、
0:40:31	Aいただいておまして今回、第1加工棟につきましてはuを2月条例取り扱う施設に該当しませんのでのみで許可に書いたような
0:40:45	物による、そういう
0:40:47	知見を何点整形F1/Secには該当しないという整理をしております。

0:40:57	はい、原子力規制庁ナガイです。ご説明の内容はわかりました。ちょっと今手元に申請書全体がないのでちょっと電子データでいくつか見てるんですけど、今のご説明の内容が申請書に書かれていたんであれば、まずこれはそれで、
0:41:15	システム範囲は、今の補足的に踏まえて、申請範囲だということで理解しました。もう一つ、そういう形で以前からこれ6-2とかでもお伝えしてますけど、
0:41:32	Gで入る分割するときはどこまでの位置構造設備をどこまで申請して、機能性能もどこまでかっていうのは、こういう部分があるんですね。明示していただかないと、我々の方でも確認できない今回はその今の説明で
0:41:50	いっぱい出てきましたけれども、そういう形でちょっと最終的には確認をしていきたいと思いますし、引き続きぜひ非常に年齢に関しては以上です。それともう一つ通ですね、入院をしたいところがありまして、
0:42:11	どうか申請をするときのこれ今見配布9ページのですね。
0:42:17	設定はもうでいうと、
0:42:19	20、
0:42:21	もしくは次回のだから、
0:42:25	当25.2の一番下ですね障害への通信連絡設備と、それから、
0:42:33	時それからもう一つ前に戻りますけど安全避難通路の可搬型照明設計番号だと13ページのfになりますので、これ今の策定説明ですと、この
0:42:49	一覧表ですね、今日の資料の中の後ろのほうの441ページで、
0:42:58	どう、
0:43:00	一番第1加工棟のところ、今の13kgfに13時25.2のF2の設計に参画がついていて、この三角形というのは、次回以降の申請で適合確認を行う予定ということで、
0:43:18	また後日申請となっているんですけども、今日の資料にはないんですが、538申請書のほうは138ページ。
0:43:29	そうですね。ここが今すいませんちょっと1点。
0:43:41	ここはですね、
0:43:45	横バーになっていて、K消えるような形で説明がちょっとあるんですけども、次回の申請とPIRTでどういう形でお考えになっているのかを書けと説明して、
0:44:01	よさそう。
0:44:09	原子燃料工業のことです。今回の資料2店舗はしなかったその後100校、
0:44:17	38ページだと思うんですけど、100校3連休8ページのほうでは、
0:44:25	確かにご指摘の通り、
0:44:28	型照明のところと所外通信のところ、バーにしております。これの整理はですね、この

0:44:37	この表自体が建物本体ですねって、どの条項に該当するかということで、不正整理をしてる表で、
0:44:51	その建物に附属する設備機器に関しては、
0:44:59	この可搬型照明等障害通信連絡は、今回該当し、直接本体に該当しないということでバーにしておりますが、次回この申請においては可搬型照明と所外通信連絡設備も、
0:45:16	設備資源製造の設備として登場しますので、その時には設備機器の方も、
0:45:25	主要のこの適合性の表に登場して、そこに丸がつくという整理でいまして、今回については、
0:45:38	と可搬型照明等所外通信連絡設備自体が申請の対象になっておらず設備機器のほうの表にも入れることがちょっと整理上できなかったのも南面どこでもどこかに明示してお答えことで、
0:45:54	この一帯 1 加工棟の建物の A C A
0:45:59	A c 一覧の表に入れているという整理で表を作っています。以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。わかりました。そうするとちょっと念のため確認なんですけど、今日の事業の最初のコメント回答の(2)のところですね。
0:46:18	にちょっと括弧書きで書いてあるんですけど、後段のところですね。
0:46:23	最初の 1 ページ目の回答のところに、次回以降申請する設備機器の 10 表には、本申請も統合の時期に、次回法申請をすぐ安全機能の一部を次の線を一本に関しても強調することで、
0:46:42	反省するイメージなんだけど、最終的に設備機器の終了が仮設イメージで資料作成するということで改正ありますが、この意味としては、例えば、ちょっとのページの 11 ページ、19 ページの
0:47:01	使用料第 1 加工棟の使用料に設備を
0:47:07	登場させて、
0:47:08	要するに決めのところに追記して、許可の説明もですね、何かアンダーラインを書いて、さらにその安全系の土地でこの本と照明と安全以下の袋も関係証明を会員、
0:47:26	N の通信連絡設備用、
0:47:30	記載するという趣旨でここ開講されてるんですか。
0:47:39	はい。
0:47:46	原子燃料工業残らず、おっしゃっていただいた案のことで整理を考えています。今回の第三次の設工認の第 1 加工棟の費用表に家型照明の部分、
0:48:03	修葺式連絡設備の部分を、なお書きではなく、きちんとその設計番号の中に
0:48:14	下線を入れてつぎ足していく感じで、

0:48:20	それはその次鉄の要は第三次の設工認レベル等にまとめたことがどんどん入っていく感じで最後には、
0:48:30	CFFが完成するという流れを考えてます。
0:48:36	はい。原子力規制庁ナガイです。わかりました皆さんの意図はよく理解できましたので、私の方からそれぞれの地区そこまでです。はい。
0:48:50	規制との掛け率は1点だけちょっと確認したいんですけども、Wet爆ごうの6-4です。
0:49:01	去年の
0:49:03	3ですね。
0:49:05	いや名の火災がイケン、
0:49:10	安全機能についての整備なんですけれども、ここはご説明いただいた内容で理解できたんですが、
0:49:19	結構機械のが、この屋根の不燃材料ということは述べてもらっているんですけども、この材料は建築基準法施行令でいう108条に、ここにフリー性能の要求っていうのか、やっぱりあるんですけども、
0:49:36	この制度はやはり持っているという理解でよろしいのでしょうかという質問です。この中では加熱後20分間ですね、燃焼しないとか、防火上有害な変形や溶融亀裂損傷場所でないか。
0:49:53	また有害な県民やガスが発生しないということがあっていう部会の場合にはもうほぼできて、
0:50:03	協会として機能維持することができる。こう理解こういうふうに整理をされているというふうに理解してよろしいでしょうか。
0:50:16	お待ちください。
0:50:33	原子燃料工業ワラタニでございますので、ただいますばる82Eですね我々の整備といたしましては、
0:50:50	表紙すいません
0:50:56	ちょっと待っていただけるし、すいません反応を続けさせていただきます。
0:51:05	どちらかといいますとですね防火地域準防火地域の屋根の向上ということで、天野130例施行令にですね、136ページですね、やるの構造ということで、
0:51:20	ということで、IAEAもこれらの指定基準に適合して、いわゆる防火地域準防火地域ファイバ性のところで、10分ぐらいの小さな火災ではないというふうにも生じないと。
0:51:34	いうふうに整理してございます。以上でございます。
0:51:39	A規制庁タケダです。打撲は定期に対応する前や1000A防火性能を有するものであるということで理解しましたございます。

0:51:51	はい。その他質問はございますでしょうか。
0:51:57	今日から質問よろしいですか。
0:52:04	なんか確認事項がなければ、おーいした議題は以上となります。
0:52:15	その他連絡事項等もなければこれにて終了といたします。
0:52:20	また2事業小児科ありますでしょうか。
0:52:25	原子燃料工業フジワラです。当初の方から特にございません。どうもありがとうございました。
0:52:33	また、原子力規制庁がナガイです。今日いただいた回答も踏まえて、最終的にもうちょっと確認しながら、内部手続きを進めていく、審査をする、進めて、
0:52:48	最終の段階に入ってますけれども、また新たなウツミの点等あればですね、改めて面談で確認させていただきたいと思いますので、総裁は対応お願いします。
0:53:02	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
0:53:10	規制庁タケダです。
0:53:12	はい、ではよろしければ、規制庁ですけれども、
0:53:16	私の方からしたコメントメールが働いてますけど、今回のコメント回答の中に入れて書いてください。
0:53:30	よろしいですか。
0:53:31	内容は結構ですので、
0:53:34	原子力フジワラです消化器の件ですね。そうですね。ブロックの6ということで追加した形で、最初お出しさせていただきます。
0:53:52	改良です。
0:53:55	はい、ありがとうございます。それでは、本日の面談はこれで終了します。お疲れ様でした。